

## 越谷市総合教育会議運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第9項の規定により、総合教育会議の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(総合教育会議の招集)

第2条 総合教育会議の招集は、協議事項の通知をもって行う。ただし、緊急に会議を開催する必要があるときは、この限りでない。

2 法第1条の4第4項の規定により教育委員会が総合教育会議の招集を求めた場合は、市長は速やかに総合教育会議の招集の通知を行うものとする。

(開催の公表等)

第3条 総合教育会議の開催については、速やかに越谷市ホームページへの掲載等により公表するものとする。

2 総合教育会議の公開又は非公開の決定は、市長が総合教育会議に諮って決定するものとする。

3 法第1条の4第6項ただし書の公益上必要があると認めるときとは、次のとおりとする。

(1) 越谷市情報公開条例（平成11年条例第10号）第7条各号に掲げる情報が含まれる事項に関し協議及び調整するとき。

(2) 公正かつ円滑な協議及び調整に著しい支障が生ずると認めるとき。

(調整)

第4条 総合教育会議の事務の調整は、当該会議の構成員の合意をもって行われたものとする。

(議事録)

第5条 市長は、総合教育会議の終了後、議事録を作成するものとする。

2 委員の発言内容や会議の経過等の逐語録とする。

3 議事録は、越谷市ホームページへの掲載等により原則公表するものとする。

4 議事録には、構成員が署名しなければならない。

(関係職員の出席)

第6条 構成員が必要と認めた職員は、会議に出席させることができる。

(庶務)

第7条 総合教育会議の庶務は、市長公室秘書課において処理する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか総合教育会議の運営に関し必要な事項は、市長が総合教育会議に諮って定める。

附 則

この規程は、平成27年4月10日から施行する。